

水道メーター取り替え等のお知らせ

水道課（内線713・714）

水道メーターの

有効期限は8年です

皆さんが使用している水道メーターには、計量法で定められている有効期間があり、その期間は8年です。有効期間内に取り替えることで、適正な検針を行うことができます。

市では、該当する家庭に事前にお知らせし、市内の水道指定工事業者が次の日程で、水道メーターの取り替えを行っていただきます。ご協力をお願いします。なお、この取り替えに関して料金をいただくことはありません。

■実施期間

11月10日(月)～12月5日(金)
21年1月13日(火)～2月6日(金)

■実施地域

本庁地区

水道メーターで

漏水の確認ができます

蛇口から「シュー」という音がしたり、壁や床がいつも湿っているような漏水は、見ただけでは分かりません。このようなときは、水道メーターで漏水確認ができます。

①家中の蛇口などの給水栓を全

部締める。

②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)を確認する。

③パイロットが動いていれば、宅内のどこかで漏水しています。指定工事業者に修理を依頼してください。



検針にご協力ください

水道メーターは、2か月に一度検針員が皆さんの家庭にお伺いして検針しています。検針は水道使用量を量り、水道料金を算定する最も大切なことです。いつでも見やすく検針ができるように、次の点にご協力ください。

- メーターボックスの上に物を置かない
- メーターボックスは見やすいところに
- 犬を飼っている場合は、メーターボックスから離して飼うこと
- メーターボックスの中や周りはいつてもきれいに

平成20年分年末調整説明会の開催

- ・説明会は、都合の良い会場に来場できます。
- ・会場には駐車場がありませんので、車での来場は遠慮ください。

■日程表

開催日	開催時間	会場
11/17(月)	14:00~16:00	東温市役所大会議室
11/18(火)		砥部町中央公民館講堂
11/19(水)		久万町民館
11/21(金)		松前町総合文化センター
11/26(水)	10:00~12:00	松山市民会館大ホール
11/27(木)		松山市民会館大ホール

■平成20年分年末調整の留意事項

本年は、年末調整における源泉徴収税額の計算など、基本的な事項に関する改正はありません。

■国税庁のホームページのご利用を！

国税に関する知識(タックスアンサー)や申告手続き、路線価図、通達等豊富な内容を掲載しています。(http://www.nta.go.jp)

※タックスアンサーは国税に関する相談にコンピューターが電話とファックスで答えます。(☎921-7799)

ストップ・ザ 悪質商法 ⑩

「点検商法」にご注意！！

無料の点検だけだと思っていたら、いつの間にか高額な工事の契約になってしまった…。

《ひとこと助言》=====

・「無料で点検」「検査に来た」と家に入り、「工事をしないと危険」「このままでは病気になる」などと不安をあおり、屋根や床下の不必要な工事をしたり、高額で過剰な商品やサービスの契約を迫ります。公的機関を装って訪問する場合もあります。

・訪問販売には、訪問の目的や事業者名を確認し、すぐに玄関の扉を開けないようにしましょう。業者の説明を信用してすぐに決めず、必ず家族や信頼できる人に相談しましょう。契約する前には、内容を確認し、必要なければ断りましょう。

■相談窓口 消費者相談窓口(産業経済課内)
☎982-1111(内線573)

※毎週月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

還付金があると言われても、ATMに行かないように！！

ご利用ください『勤労者住宅資金融資制度』

産業経済課(内線573)

市と労働金庫が提携し、市内の勤労者の皆さんに、住宅資金融資制度を設けています。お気軽にご利用ください。

■対象者

- 市内に居住又は居住しようとする満20歳以上60歳未満の勤労者
- 同居(予定も可)家族がいる方
- 市税を完納し、前年の給与所得が150万円以上、1千万円未満で、同一事務所に原則1年以上勤務し、返済能力のある方

■利用目的

新築、増改築、分譲住宅、中古住宅の購入など

※面積などの規定があります。

■融資金額 2千万円以内

■返済期間 35年以内

■金利

○固定金利(10年以内) 2.80%

○固定金利(10年超) 3.34%

○変動金利 2.0%

※固定金利選択型もあります

《平成20年10月現在》

■問い合わせ

- 四国労働金庫愛媛支店(☎9481121)又は松山インセンター(☎9481120)、産業経済課

愛媛県動物愛護センターからのお知らせ

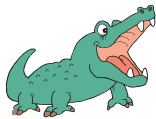
ワニガメ・大蛇・ワニ等を飼う場合は許可が必要です!!

特定動物(人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として政令で定める動物)を飼養又は保管しようとする場合は、事前に愛媛県知事の許可が必要です。

※詳しくは、愛媛県動物愛護センターへお問い合わせください。

■問い合わせ

愛媛県動物愛護センター
(☎977-9200)



伊予市平和祈念式典

市では、戦没者・殉職者などを追悼し、恒久の平和を祈念するため、『伊予市平和祈念式典』を次のとおり開催しますので、お誘いあわせの上、ご参列ください。

■日時 11月14日(金)、10時～

■場所 伊予市市民会館大ホール

■問い合わせ 福祉課(内線526)



=11月の市税納期=

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
固定資産税(第3期)	12月1日(月)	11月27日(木)
国保税(第5期)		

■問い合わせ 会計課(内線548・549)



漁業センサス

～調べます!日本の水産業～

2008年漁業センサスを

11月、全国一斉に実施します

この調査は、5年ごとにわが国の水産業の実態を明らかにする“水産業の国勢調査”ともいうべき大切な調査です。

農林水産省が都道府県・市区町村を通じて実施する調査で、漁業者や水産関係者のところへ、統計調査員が調査票への記入のお願いに伺いますのでご協力をお願いします。

■問い合わせ 企画財務課(内線588)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について!

健康保険課(内線547)

所得の申告時に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要です。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ様式)が、社会保険庁から11月上旬又は翌年2月に送付されます。年末調整又は確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、配偶者や家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができません。

○11月送付対象者

平成20年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納めている方

※9月分まで保険料を完納している方は、12月分までの納付見込額を含めて通知されます。未納期間がある方は、納付済額しか通知されません。未納分を10月以降に納付

した場合は、領収書が必要になりますので、併せて保管してください。

○翌年2月送付対象者

平成20年10月1日～12月31日の間に、その年初めて国民年金保険料を納めた方

問い合わせ窓口

控除証明書専用ダイヤル

☎05701070117

設置期間 11月4日～平成21年3月13日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

受付時間 9時～17時

※IP電話(ひかり電話等)の方は、

☎03167481882

※控除証明書を紛失した場合は、再発行が可能ですので、控除証明書専用ダイヤル、又は、松山西社会保険事務所(☎92515105)にお問い合わせください。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く)は、次の当直水道指定工事業業者にご相談ください。

月	日	指定工事業業者	電 話
11	1(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	2(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	3(月)	友澤設備 大 平	982-1381
	8(土)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
	9(日)	(有)田中興業 中 山	967-0558
	15(土)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	16(日)	佐伯工業所 灘 町	983-1244
	22(土)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
	23(日)	(株)中山建設 中 山	967-1035
	24(月)	K・シマダ 下吾川	983-6553
	29(土)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
30(日)	(有)栄電機設備 中 山	967-1318	
12	6(土)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	7(日)	岩井水道工業所 大 平	983-3066

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地内側の修理は、すべて有料です。

= 市内の交通事故状況 =

(9月末日現在)

	9月	累計	前年比
発 生	14件	125件	-58件
死 者	0人	5人	±0人
傷 者	21人	157人	-76人

シートベルトを正しく着用しましょう!

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(9月末日現在)

	9月	累計	前年比
侵 入 盗	3件	87件	+26件
自 動 車 盗	0件	6件	+1件
オートバイ盗	1件	23件	+15件
自 転 車 盗	8件	67件	+22件
車 上 ね ら い	1件	45件	+14件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

伊予消防署 ☎ 982-0657

11月9日(日)～15日(土)
秋季全国火災予防運動

『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』
(平成20年度全国統一防火標語)



- ・日時 11月9日(日)、8時～
- ・場所 湊町
- ・内容 伊予消防署、中山・双海出張所、伊予市消防団合同による「火災防ぎよ訓練」
- ※当日、湊町地区周辺では、消防自動車等がサイレンを鳴らし、緊急走行を行いますので、火災と間違えないようにご注意ください。

◎ 一般家庭防火訪問

消防団員が一般家庭を訪問し、防火診断を行います。

- ・対象地区 市内全域

◎ 一人暮らし高齢者宅防火訪問

高齢者家庭相談員と消防職員が、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火診断を行います。

- ・対象地区 中村地区、中山全域

◎ 防火教室

地域、事業所、各種団体を対象に消火訓練や防火ビデオの上映、防火講話等を行います。

- ・対象地区 市内全域

◎ サイレンの吹鳴

11月9日(日)の7時に、全国火災予防運動の開始を知らせるサイレンを鳴らしますので、火災と間違えないようにご注意ください。

火災予防運動期間中の主な行事

◎ 車両による防火広報

消防団員が地元地域で防火広報を実施します。

◎ 火災防ぎよ訓練

道路の幅は 消防車が基準!?



通常、道路の幅は4m(指定区域は6m)以上となっております。では、この数字は一体何を基準としているのでしょうか?

一般車両の通行のしやすさというのがありますが、これにはとても大きな理由があります。それは、消防隊がスムーズに消火活動ができるギリギリのスペースが「4m」なのです。

例えば、消防隊が車両を停止して消火栓に結合したり、車両から水を出す操作を行うために最低でも片側に1m以上の空間が必要になります。

また、「指定区域」というのは一般的に雪国の一部の区域ですが、雪かき等の雪を路肩に寄せる際に片側1mずつの空間が必要で、結果として有効なスペースは4mとなるのです。

そして建物の高さは道路の広さによって制限されているのですが、これは、はじめて車による活動範囲が基準となっております。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(9月末日現在)

種別	9月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災件数	2	0	0	11	1	1
	2			13		
				905	145	195
救急出場件数	97	23	24	905	145	195
	144			1,245		
				905	145	195

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

昔から日本は木造の家が多く、火災などの被害を最小限にするために、建築基準法、道路交差法、道路法などでさまざまな規制がかけられています。

最後に、4mより広い道路であつても違法駐車によって消防車両の通行が妨げられてしまうと、消火活動が効率よくできなくなってしまう。くれぐれも違法駐車をしないようお願いいたします。